

同時発表：経済産業省

令和4年8月25日  
港湾局海洋・環境課

## 再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告・縦覧を開始します

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、有望な区域として整理していた「長崎県西海市江島沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」について、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告・縦覧を開始します。

## 1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）においては、国が促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を、2週間縦覧に供することとなっています。

「長崎県西海市江島沖」については令和2年7月3日付けで、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については令和3年9月13日付けで、国が協議会の組織等に着手する有望な区域として整理をしたところであり、それぞれ本年5月31日、6月20日及び8月2日の各協議会において、当該区域を促進区域に指定することについて異存はないとの意見がとりまとめられました。

その後、有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、再エネ海域利用法が定める促進区域の基準に適合することが確認されたことから、促進区域の指定の案の公告・縦覧を行います。

## 2. 概要

## ＜縦覧資料の掲載箇所＞

- ・ 資源エネルギー庁 HP  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/yojo\\_furyoku/index.html#pub](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#pub)
- ・ 国土交通省 HP  
[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr6\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000043.html)

## ＜縦覧期間＞

2022年8月25日(木)から9月8日(木)まで

なお、以下の場所・時間においては、書面の閲覧も可能です。

<縦覧場所及び時間>

- ・ 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
  - ・ 国土交通省港湾局海洋・環境課
- 縦覧期間中の平日のうち 10 時 00 分から 18 時 15 分まで

(長崎県西海市江島沖)

- ・ 長崎県産業労働部新産業創造課
  - ・ 長崎県県北振興局管理部企画振興課
- 縦覧期間中の平日のうち 9 時 00 分から 17 時 45 分まで
- ・ 西海市さいかい力創造部新産業推進課
- 縦覧期間中の平日のうち 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(新潟県村上市及び胎内市沖)

- ・ 新潟県行政情報センター
- 縦覧期間中の平日のうち 8 時 30 分から 17 時 00 分まで
- ・ 村上市環境課
  - ・ 胎内市総合政策課
- 縦覧期間中の平日のうち 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖)

- ・ 秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課
  - ・ 男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課・船越出張所・脇本出張所
  - ・ 潟上市総務部企画政策課
  - ・ 秋田市環境部環境総務課
- 縦覧期間中の平日のうち 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 鮫島、山本

電話：03-5253-8111(内線 46652、46684) 直通：03-5253-8684 FAX：03-5253-1653